

# ハッ場ダム裁判の総括

ハッ場ダムをストップさせる東京の会  
同 弁護士

## 1 東京の水事情とハッ場ダム裁判

東京都は、おいしくて安全な多摩地区の地下水を水源にもつほか、多摩川・利根川の水源地を開発を重ねて、700万 $\text{m}^3$ /日近い水源を保有しています。他方で、80年代以降の水需要は1992年をピークに減少し続けていて、年間のピークは、裁判を起こした11年前でも500万 $\text{m}^3$ /日程度でした。

そんな東京都が、地下水等の等の水源地を「不安定な水源地」と位置付けて、ハッ場ダムの水を500億円近い大金で買うというのです。「水没予定地住民の生活と吾妻渓谷の自然を破壊するダムに頼るのではなく、身近な水源地を大切にすべき」「高度経済成長期とは時代が違う人口減少社会で、過大投資をして将来世代の負担を重くするべきではない」という都民の思いが裁判という形になりました。

## 2 裁判で明らかになったこと

裁判では、東京都が自ら委託したコンサルの「今後は水需要が減少する」という調査結果を無視して、需要予測を行っていたこと等、新たな事実が明らかになりました。

ハッ場ダムの治水上の必要性に関しては、「流域分割図」の公開を求めた情報公開請求裁判では、国が隠していた資料を公開させることができました。

## 3 裁判所の判断

しかし、ハッ場ダム裁判では、裁判所は、東京都のハッ場ダムに対する公金支出が「違法ではない」と判断しました。

利水について、東京高裁は、「ダムの水を買う」と申請した時からの事情変更があれば、ダム計画から「撤退」すべき義務が発生することを認めました。しかし、東京都のハッ場ダムに対する参加については、「災害時の備え」として違法ではないとしました。ダムへの「投資」が水道事業の財務に与える影響については、裁判所はまったく考慮しませんでした。過大投資による将来世代への負担を避けたいという原告たちの思いを、裁判所はまったく無視したかたちとなりました。

また、ハッ場ダムの治水上の必要性に関しては、裁判所は「治水計画の違法、瑕疵が重大かつ明白でなければ東京都の公金支出は違法にならない」という判断基準を示して、「東京都がハッ場ダムによって「著しい利益」を受けることはない」という原告らの主張を判断することを避けました。ここで示された判断基準は、自治体(東京都)と国が対等であるという地方自治の基本原則を裁判所が正しく理解していないのではないかと、との疑いをもたせるものでした。

行政の判断を、すべて「裁量」の範囲内で違法ではない、とする裁判所の判断に接して、原告団も弁護士もやりきれない思いです。

## 4 今後の課題について

わたしたちは、自治体の財務の健全性を裁判を通じて実現するという「住民訴訟」制度を利用して、地方自治を実現しようとしたのですが、裁判所の機能不全に阻まれました。このような裁判所の現状を発信していくことも重要だと思います。

また、東京都の水需要は減少し続けており、ハッ場ダムが東京都にとって不要なダムであることに変わりありません。水源地開発への過大投資は、水道料金の値上げとなって利用者に跳ね返ってきます。このことも発信していきたいと思っています。